収入印紙

委　託　契　約　書

一般財団法人エンジニアリング協会（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、公益財団法人JKA補助事業の技術テーマ別調査研究にかかる｢地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業｣のうち｢国内外の地下情報の現状調査・課題抽出及び3D基盤モデルの検討条件設定に関する調査検討業務｣（以下「調査研究」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、技術テーマ別調査研究のため、本契約締結後に提出する実施計画書に基づき調査研究を乙が行い、その成果を甲に報告することを目的とする。

（委託契約金額）

第２条　委託契約金額は　○○○円（うち消費税額○○円）とする。

（実施計画書）

第３条　乙は、本契約の締結後、７日以内に甲の仕様書に基づく実施計画書を作成し、甲に提出してその承認を得るものとする。

（調査研究の完了期限と調査研究報告書の提出期限）

第４条　乙は、この調査研究を平成３０年２月２３日までに完了するものとする。

２．乙は、調査研究の完了期限までに「調査研究報告書提出届」に報告書のCD-ROMを1枚添えて甲に提出しなければならない。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第５条　この委託業務にかかわる著作権は、甲に帰属するものとする。

２．乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは事前に甲の承認を得るものとする。

（再委託）

第６条　乙は、この契約に基づく調査研究の全部を第三者に委託してはならない。

２．乙は、この契約に基づく調査研究の一部を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

３．乙がこの調査研究の一部を第三者に委託した場合においても、これに伴う第三者の行為は、すべて乙の行為とみなし乙が甲に対し責任を負うものとする。

（工業所有権等の帰属）

第７条　乙がこの調査研究の結果得られる技術上の成果についての工業所有権等を受ける権利及びその権利により取得した権利の取扱いについては、別添１の「工業所有権等の取扱い規則」によるものとする。

２．前項の定めは、乙がこの調査研究の一部を第三者に委託した場合における第三者の行為についても適用するものとする。

（取得した物件の報告及び管理）

第８条　乙は、この調査研究により物件を取得したときは、速やかに、物件の管理方法、物件の明細等を記載した「取得物件報告書」を甲に提出するものとする。

２．乙は、前項の物件について、原則として契約期間終了後の翌年度から５年間は善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときは、その指示に従って処分しなければならない。

なお、保管、廃棄等に係る全ての費用は、乙の負担とする。

（成果の利用）

第９条　乙は、この契約による調査研究の成果（中間的なものを含む。）を、甲の承諾なく利用し、若しくは第三者に漏らし又は公表してはならない。

２．乙は、本調査研究後の一定期間、その後の成果の利用状況に関する報告を甲に提出するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　乙は、この契約に基づく調査研究遂行上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（調査研究実施過程における資料の提出等）

第１１条　乙は、調査研究の実施過程においても、甲又は甲に対する本件の補助金交付元である公益財団法人JKAの指示に従い、調査研究に係る資料の提出、説明及び現地調査に応じなければならない。

（計画変更及び完了期限の延長）

第１２条　乙は、「実施計画書」（注：適宜｢地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業｣調査研究業務　実施計画書等の委託名称で記載すること。）の計画及び方法を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容、理由を記載した「計画変更申請書」を甲に提出し、承認を得なければならない。

２．やむを得ない理由により、第４条に定める期限内にこの調査研究の完了が困難なときは、乙は、完了期限の２ケ月前までに延期を必要とする理由、変更完了期限等を記載した「計画変更申請書」を甲に提出し、承認を得なければならない。

（調査研究報告書の審査）

第１３条　乙は、第４条の調査研究報告書について、調査研究項目に脱漏や調査研究不徹底等の重大な不備が甲により発見された場合は、甲の指示に基づき、かつ乙の費用にて速やかに補充調査を行い、最終調査研究報告書を甲に提出するものとする。

（調査研究の完了届等）

第１４条　乙は、調査研究完了後速やかに、調査研究に要した費用に関する「経費明細書」を添えた「調査研究完了届」を甲に提出しなければならない。

２．乙は、甲の指示に基づき、速やかに前項による「経費明細書」に係る証拠書類等を甲に開示するものとし、甲は、その証拠書類等に基づき、速やかに「経費明細書」に係る支出が適正か否かを調査するものとする。

（委託契約金額の支払）

第１５条　乙は、前条第２項に規定する甲による調査の完了後、甲の指示に基づいて速やかに「支払請求書」を作成し、甲に提出するものとする。

２．甲は、前項による適正な「支払請求書」を受理したときは、原則として受理の日から６０日以内に、乙に対して銀行振込の方法により支払うものとする。

３．乙は、調査研究遂行上必要とする場合は、「前金払い請求書」により前金払いの請求をすることができる。ただし、前金払いの額は、第２条の委託契約金額の２５％を限度とする。

（帳簿等の整備）

第１６条　乙は、調査研究に関する経費については他の経費と区分し、所要の帳簿類を整え、支出に伴う証拠書類を整備して、契約期間終了後の翌年度の６月から５年間保存しておかなければならない。

（調査研究完了後における説明等）

第１７条　乙は、この調査研究が完了した後においても、第４条第２項の規定により提出した報告書及び第１４条の規定により提出した経費明細書の内容に関し、甲及び公益財団法人JKAの指示に従い、調査研究に係る資料の提出、説明及び現地調査に応じなければならない。

（契約の解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　この調査研究の実施について偽りその他不正の行為があった場合

（２）　この調査研究を中止した場合

（３）　この調査研究を遂行する見込みがなくなったと認められる場合

（４）　本契約締結時の適格用件に適合すると認められなくなった場合

（５）　第１１条に規定する報告及び調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

（６）　その他、本契約の条件等に違反したと認められる場合

（損害賠償）

第１９条 前条により、契約の全部又は一部が解除された場合、甲は、乙に対し損害賠償金を請求できるものとし、その額は甲乙双方の協議により定める。ただし、前条第２号及び第３号の場合において、乙の責に帰することのできない事由によるときは、この限りでない。

（契約費用の負担）

第２０条　本契約締結及び変更に関して発生する費用は、甲乙が折半で負担するものとする。

２．前項の費用は第２条の委託契約金額に含まないものとする。

（調査研究の始期）

第２１条　調査研究の始期は、契約の日にかかわらず、甲の指定する日とする。

（契約書の解釈）

第２２条　本契約に関し、解釈に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとし、協議が整わないときは信義誠実の原則に従い、甲の定めるところによる。

（費用の返還）

第２３条　委託先が「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第３０条第１項に定める事由に該当した場合、甲は、委託契約の取消及び、費用を返還させることができる。

（委託先調査）

第２４条　必要に応じて公益財団法人JKAが直接委託先を調査できる。（現地調査も含む。）

（書類の保存）

第２５条　補助事業に係る委託関係書類一式については、補助金の支払いを受けた日から５年を経過する日、又は、補助金額確定日から２年を経過する日のいずれか遅い日まで保存する。

上記契約締結の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙それぞれ１通を保有する。

平成２９年○○月○○日

甲

東京都港区虎ノ門三丁目１８番１９号

（虎ノ門マリンビル10階）

一般財団法人エンジニアリング協会

理事長　　　佐　藤　雅　之　　印

　乙

（所在地）

（会社名）

（代表者）　　　　　　　　　 　印